

第10章 懲 罰

第1節 総則

第162条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会に加盟または登録する団体(加盟チーム、ブロックバスケットボール協会、都道府県バスケットボール協会、各種の連盟、以下本章において「加盟・登録団体」という)および個人(選手、指導者等チームスタッフ、審判員および役員その他の関係者、以下本章において「選手等」という)に対して本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

第163条〔違反行為に対する懲罰〕

本協会は、加盟・登録団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程(以下「本規程等」という)に違反した場合は、本章の定めるところにより、懲罰を科すことができる。

第2節 懲罰の種類

第164条〔懲罰の種類〕

- ① 本協会による加盟・登録団体に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。
- (1) 戒 告 口頭をもって戒める
 - (2) 謹 責 始末書を取り、将来を戒める
 - (3) 罰 金 一定の金額を本協会に納付させる
 - (4) 没 収 取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
 - (5) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる
 - (6) 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)
 - (7) 得点または勝ち点の減点または無効
 - (8) 出場資格の停止
無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する
 - (9) 公的業務の停止
一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する
 - (10) 下位ディビジョンへの降格
 - (11) 除 名 本協会から除名する
- ② 本協会による選手等に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。
- (1) 戒 告 口頭をもって戒める
 - (2) 謹 責 始末書を取り、将来を戒める
 - (3) 罰 金 一定の金額を本協会に納付させる
 - (4) 没 収 取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
 - (5) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる
 - (6) 出場資格の停止
無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する
 - (7) 資格の降格・剥奪
審判員ライセンス、審判インストラクターライセンスまたは指導者ライセンス等のバスケットボールに関する資格を降格または剥奪する
 - (8) 公的職務の停止・禁止・解任
本協会または加盟・登録団体における一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
 - (9) バスケットボール関連活動の停止・禁止
バスケットボールに関する一切の活動を一定期間、無期限または永久的に停止または禁止する
 - (10) 除名 本協会から除名する

第165条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕

本規程等に対する違反行為のうち、公式競技会における審判員による退場処分の対象となる違反行為を除いた競技および競技会に関連する違反行為のうち、懲罰の対象となる行為およびこれに対する懲罰の基準は、別紙「公式競技会における違反行為に対する懲罰基準」に定めるとおりとする。

第166条〔その他の違反行為に対する懲罰〕

本規程等に対する違反行為のうち、加盟・登録団体または選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本章の定めるところにより懲罰を科すものとする。

- (1) 本協会の指示命令に従わなかった場合
- (2) 本協会、加盟・登録団体または選手等の名誉または信用を毀損する行為を行った場合
- (3) 本協会または加盟・登録団体の秩序風紀を乱した場合

- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- (5) 加盟・登録団体または選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求または約束した場合
- (6) 加盟・登録団体または選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
- (7) 加盟・登録団体または選手等が、脱税その他不正な経理を行った場合

第167条〔選手に対する罰金〕

- ① 登録Ⅱ種の選手に対しては、罰金を科さないものとする。
- ② 登録Ⅰ種の選手に対して罰金を科す場合は、出場停止処分1試合あたり金5万円以下を基準とする。

第168条〔管理監督関係者の加重〕

役員および加盟チームの指導者その他の管理監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第169条〔両罰規定〕

加盟・登録団体に所属する選手等が違反行為を行った場合には、違反行為を行った本人に対して懲罰を科すほか、本人が所属する加盟・登録団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該加盟・登録団体に過失がなかったときは、この限りではない。

第170条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第171条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第172条〔酌量減輕〕

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第173条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕

他の者をして違反行為を行わせた加盟・登録団体または選手等には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

第174条〔国外の競技会における違反行為に対する懲罰〕

本協会は、加盟・登録団体または選手等が、国外で行われる競技会において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができるものとする。

第3節 懲罰の決定

第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕

- ① 本規程等に対する違反行為のうち、競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、規律委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。
- ② 本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為(第11章)に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。
- ③ 本規程等に対する違反行為のうち、前2項を除く違反行為に対する懲罰については、裁定委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。ただし、裁定委員会に準ずる組織または機能を保有する加盟・登録団体(加盟チームを除く)における違反行為については、当該団体の決定によるものとする。

第176条〔裁定委員会等の答申の尊重〕

理事会は、裁定委員会または規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第177条〔理事会の決定の最終的拘束力および再審査請求〕

- ① 理事会の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全ての加盟・登録団体および選手等はこれに拘束され、理事会の決定に関しては、CASまたはJSAAへの不服申立の提起を除き、裁判所その他の機関等に不服申立を行うことはできない。ただし、懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、本協会裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。
- ② 再審査の手続きは、裁定委員会または規律委員会の調査および審議の手続きに準ずるものとし、再審査申立に対し

て出された理事会の決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めることはできない。

第178条〔権限の委任〕

- ① 本協会は、都道府県バスケットボール協会、ブロックバスケットボール協会、各種連盟および公式競技会の主催者（以下、本条において「都道府県協会等」という）に対し、その所管する加盟・登録団体または選手等の競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰問題を本章の規定に従って処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。
- ② 都道府県協会等は、前項に従って規律・懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置しなければならない。
- ③ 都道府県協会等は、決定した懲罰の内容を本協会に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、懲罰案を本協会に通知し、本協会の理事会が懲罰を決定・適用する。
 - (1) 1年以上の出場停止処分
 - (2) 罰金
 - (3) 没収
 - (4) 1年以上の公的職務の停止・禁止・解任
 - (5) 1年以上のバスケットボール関連活動の停止・禁止
 - (6) 下位ディビジョンへの降格
 - (7) 除名

第4節 規律委員会における調査および審議の手続き

第179条〔調査・審議の手続き〕

本協会、都道府県協会、各種連盟および公式競技会の規律委員会（以下、本節においては単に「規律委員会」という）における違反行為に対する調査および審議の手続きは、本節に定めるところによる。

第180条〔違反行為の事実関係の調査〕

- ① 本協会、都道府県バスケットボール協会、ブロックバスケットボール協会、各種連盟および公式競技会の主催者は、その所管する加盟・登録団体または選手等による競技および競技会に関連する違反行為が明らかになり、報告書等により懲罰の審査が必要と思われる事実の報告があった場合、規律委員会に委任して、事実関係の調査を行うものとする。
- ② 前項の調査の対象となった加盟・登録団体または選手等は、当該調査に協力しなければならない。

第181条〔審理の非公開〕

規律委員会における懲罰に関する審理および記録は非公開とする。ただし、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認められる場合は、関係者の傍聴を許すことができる。

第182条〔聴聞〕

規律委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聴取するものとする。ただし、当事者の同意がある場合または対象者が事情聴取を拒否もしくは無断欠席した場合は、この限りではない。

第183条〔言語〕

- ① 規律委員会の手続きにおける言語には、日本語を使用するものとする。
- ② 当事者または関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第184条〔代理人〕

弁護士および規律委員会が承認した者以外の者は、当事者の代理人となることができない。

第185条〔証拠の評価〕

- ① 懲罰の審理においては、主審、第一副審、第二副審、マッチコミッショナー、テクニカルコミッティーおよび審判評価員の報告、当事者および目撃者の供述および文書、音声および画像の記録ならびに専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。
- ② 審判、マッチコミッショナー、テクニカルコミッティーおよび審判評価員の報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。

第186条〔議決〕

規律委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長が決するところによる。

第187条〔答申の作成〕

規律委員会は、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した答申を作成し、これを理事会に提出しなければ

ならない。

- (1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名および代表者名)および住所
- (2) 代理人がある場合は、その氏名および住所
- (3) 主文(判断の結論。効力発生日を含む)
- (4) 判断の理由
- (5) 作成年月日